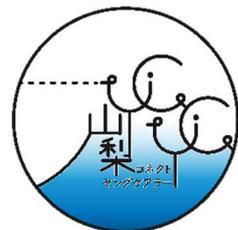


パブリックコメントや庁内の検討等を踏まえて、内容を変更する可能性があります。



# 山梨県 ヤングケアラー支援計画

## 第2期（素案）

すべての子ども・若者が夢に向かって挑戦できる やまなし

～ 気づいてつながろう 山梨コネクトヤングケアラー ～

2025年2月

山梨県

# 目次

<b>1</b>	<b>計画の概要</b> .....	<b>1</b>
(1)	計画策定の趣旨 .....	1
(2)	ヤングケアラーの定義 .....	2
(3)	計画の性格と位置づけ .....	3
(4)	計画期間 .....	3
<b>2</b>	<b>ヤングケアラーを取り巻く状況</b> .....	<b>4</b>
(1)	山梨県内の人口等 .....	4
(2)	山梨県内のヤングケアラーの状況 .....	6
(3)	ヤングケアラー支援計画の進捗状況 .....	16
(4)	実態調査等からみたヤングケアラーの課題 .....	17
<b>3</b>	<b>計画理念</b> .....	<b>20</b>
(1)	基本理念 .....	20
(2)	基本的な視点 .....	21
<b>4</b>	<b>施策体系・施策展開</b> .....	<b>22</b>
(1)	施策体系 .....	22
(2)	施策展開 .....	23
<b>5</b>	<b>計画の進捗管理・推進体制</b> .....	<b>27</b>
(1)	ヤングケアラー支援ネットワーク会議への報告・点検 .....	27
(2)	計画の推進体制 .....	27
	<b>資料等</b> .....	<b>28</b>

# Ⅰ 計画の概要

---

## (1) 計画策定の趣旨

### 【国の動向】

国においては、ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告(令和3年5月17日)により、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなぐため、①早期発見・把握、②支援策の推進、③社会的認知度の向上が今後取り組むべき施策と設定されました。また、令和4年度予算から順次、「ヤングケアラー支援体制強化事業」等により、地方自治体における実態調査、関係機関研修、支援体制構築等の取組推進を開始しましたが、ヤングケアラー支援に関する法制上の位置付けがない状況にありました。

そのため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法を改正(令和6年6月12日公布・施行)し、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記しました。

### 【山梨県の動向】

山梨県においては、令和3年度に実施した、小学6年生から高校生までの全児童・生徒を対象とした実態調査で、お世話をしている家族が「いる」と回答した子どもの割合が全体の6.1%と、おおよそ16人に1人がヤングケアラーに該当する可能性があることが明らかとなっています。また、ヤングケアラーは、周囲からわかりづらかったり、子ども本人が、自身の置かれている状況を客観的に捉え、周りに相談したり、助けを求めている子どもが多くいることもわかってきました。本来は子ども自身が、自身の権利を理解し、守れるようになることが望ましいですが、子ども自身が現在の状況や困りごとを周囲に相談することができないことが多いことから、まずは周囲の大人がヤングケアラーに気づき、声掛けをしながら、子どもや家庭の気持ちに寄り添いながら支えていくことが重要となっています。

そのため、令和4年3月に制定した「やまなし子ども条例」を受け、令和3年12月に策定した「山梨県ヤングケアラー支援ガイドライン」で示したヤングケアラー支援の方向性を具現化するとともに、県民全体でヤングケアラーを見守り、支えていけるよう「ヤングケアラー支援計画」を策定しました。

また、令和3年度以降、毎年小学6年生から高校生までの全児童・生徒を対象とした子ども調査や県民のモニター調査を、さらには令和4年度に支援機関等調査を実施し、ヤングケアラーに対する認知度や、実態把握を行ってきました。

その後、令和5年度に「山梨県ヤングケアラー支援ガイドライン」を改定し、各市町村に配置予定のヤングケアラー・コーディネーターを中心とした相談体制を明記することや、ヤングケアラーのアセスメントシートからヤングケアラー応援プランのなども提示し、改めて、ヤングケアラー・コーディネーターの役割や支援のあり方を周知するとともに、ヤングケアラーやそ

の家族を支える様々な関係機関の理解促進や連携強化を図ってきました。

今回、法改正でヤングケアラーの定義が明記されたことを踏まえ、令和 4 年度に策定された「ヤングケアラー支援計画」の実績等を振り返り、ヤングケアラー支援計画（第2期）の策定を行うものとします。

## (2) ヤングケアラーの定義

### ○ヤングケアラーの定義

本計画において、「ヤングケアラー」の定義は子ども・若者育成支援推進法に明記された、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」（以下「ヤングケアラー」という。）とします。

「過度に」とは、子ども・若者が「家族の介護その他の日常生活上の世話」を行うことにより、「社会生活を円滑に営む上での困難を有する」状態に至っている場合、すなわち、子どもにおいては子どもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職準備等）を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかたりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指します。

「家族の日常生活上の世話」には、法文上明示されている「介護」に加え、幼いきょうだいの世話、障害や病気等のある家族に代わって行う家事や労働のほか、目の離せない家族の見守りや声掛けなどの気遣いや心理的な配慮、通訳なども含まれます。

また、支援対象であるかの判断を行うに当たっては、その範囲を狭めることのないよう、一人一人の子ども・若者の客観的な状況と主観的な受け止め等を踏まえながら、その最善の利益の観点から、個別に判断していきます。

### ○ヤングケアラー支援の対象年齢

法で定めている、おおむね 30 歳未満の者を中心として、施策内容によりおおむね 40 歳未満の者を対象とします。

具体的には子ども期（18 歳未満）に加え、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点からおおむね 30 歳未満を中心としています。子ども・若者期にヤングケアラーとして家族の世話を担い、子ども・若者にとって必要な時間を奪われたことにより、社会生活を円滑に営む上での困難を有する状態に引き続き陥っている場合等その状況等に応じ、40 歳未満の者も対象となり得ることとします。



### (3) 計画の性格と位置づけ

#### ① 位置付け

本計画はやまなし子ども条例 第22条に基づき策定し、ヤングケアラーの支援に関する基本方針を示すとともに、その方針に基づく具体的な施策等を定め、本県のヤングケアラーに関する施策を総合的に推進するための計画です。

(参考)やまなし子ども条例

第22条 県は、ヤングケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下この条において「推進計画」という。)を策定します。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めます。

(1)ヤングケアラーの支援に関する基本方針

(2)ヤングケアラーの支援に関する具体的施策

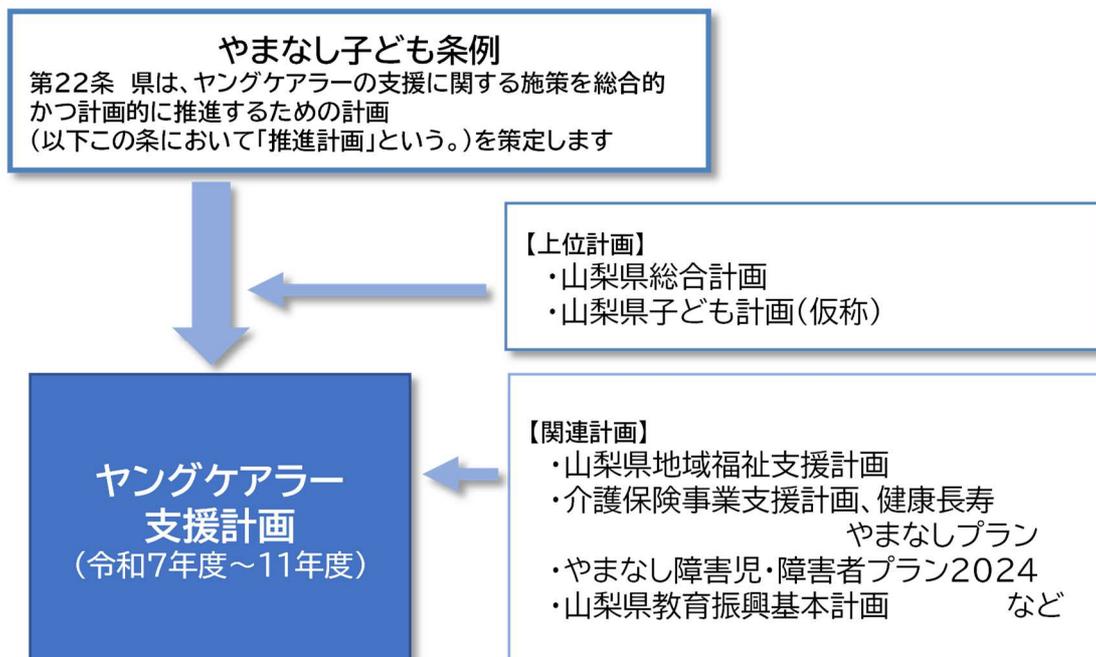
(3)前2号に掲げるもののほか、ヤングケアラーの支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 県は、推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表します。

#### ② 性格

本計画は、山梨県子ども計画(仮称)(令和7年度～令和11年度)の部門計画として位置付けます。また、国の方針や県の各種計画等と整合性を図りながら、施策展開を図ります。

<ヤングケアラー支援計画の位置付け>



### (4) 計画期間

本計画の計画期間は令和7年度から令和11年度の5年間とします。

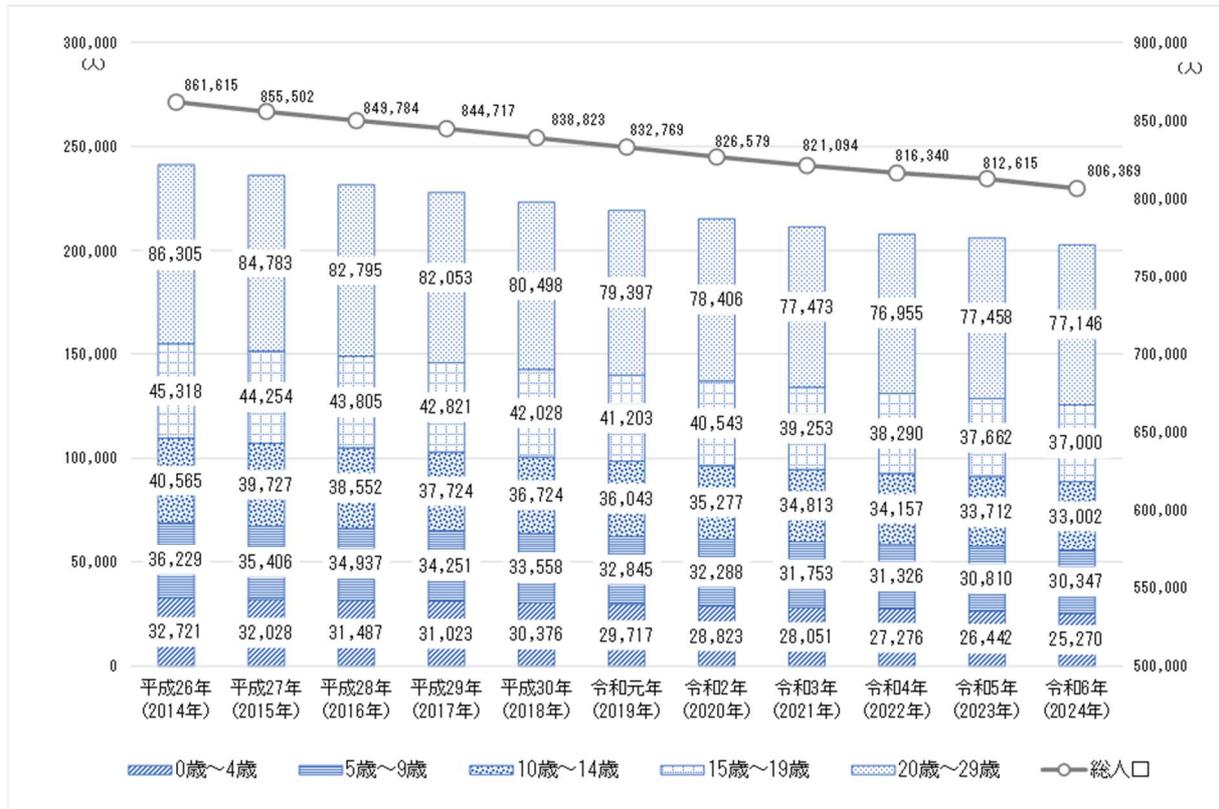
## 2 ヤングケアラーを取り巻く状況

### (1) 山梨県内の人口等

#### ① 山梨県内の子ども・若者の人口推移

本県の総人口は平成12年9月をピークに、年々減少しており、平成20年をピークに減少に転じた全国よりも一足早く、人口減少に転じています。このような中、子ども・若者(30歳未満。以下「子ども等」という。)の人口も年々減少しています。

図表1 山梨県の人口及び子ども・若者の人口(0-29歳人口)の推移



		平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
山梨県	0-19歳 人口(万人)	15	15	15	15	14	14	14	13	13	13	13
	20-29歳 人口(万人)	9	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	総人口 (万人)	86	86	85	84	84	83	83	82	82	81	81
全国	0-19歳 人口(万人)	2,277	2,254	2,238	2,218	2,195	2,169	2,141	2,104	2,066	2,032	1,997
	20-29歳 人口(万人)	1,344	1,322	1,304	1,295	1,288	1,286	1,288	1,282	1,268	1,276	1,283
	総人口 (万人)	12,844	12,823	12,807	12,791	12,771	12,744	12,714	12,665	12,593	12,542	12,489

資料:住民基本台帳(各年1月1日)

## ② ケアを必要とする人等の状況

本県では、令和5年3月31日現在において、身体障害者手帳交付者数は33,410人、療育(知的)手帳交付者数は7,027人、精神障害者保健福祉手帳交付者数は8,750人、要介護認定者数は40,699人となっています。その他、令和6年1月1日現在、県内に住む外国籍の人は、20,900人います。これらの人がすべて子ども・若者と一緒に住んでいるわけではないですが、子どもや若者の周りには直接的な介助や通訳、見守りなどの支援が必要な人などがいます。

図表 2 身体障害者手帳交付者数・療育手帳交付者数・精神障害者保健福祉手帳交付者数・

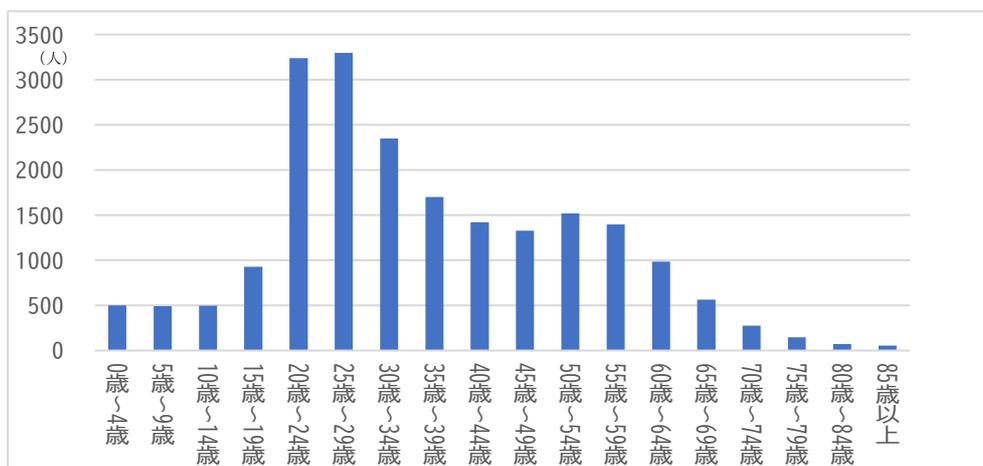
要介護認定者数の0-29歳人口に対する割合

	実数(令和5年3月31日現在)			0-29歳人口に対する割合	
	18歳未満	18歳以上	総数	山梨県	全国
身体障害者手帳交付者数(免疫機能障害を除く。)	529人	32,881人	33,410人	16.2%	14.6%
療育(知的)手帳交付者数	1,507人	5,520人	7,027人	3.4%	3.8%
精神障害者保健福祉手帳交付者数			8,750人	4.2%	4.1%
要介護認定者数			40,699人	19.7%	21.0%

資料:やまなし障害児・障害者プラン2024、健康長寿やまなしプラン

令和5年度厚生統計要覧、令和4年度衛生行政報告例、令和4年度介護保険事業状況報告年報、住民基本台帳(令和5年1月1日)

図表 3 年齢区分別 県内在住の外国籍の人の状況



資料:住民基本台帳(令和6年1月1日、総数20,900人)

図表 4 各年齢階級人口に占める外国籍人口の割合(年齢区分別)

	総人口	0歳～4歳	5歳～9歳	10歳～14歳	15歳～19歳	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳
山梨県	2.6%	2.0%	1.6%	1.5%	2.5%	8.1%	8.9%	6.3%	4.1%	3.1%
全国	2.7%	2.4%	1.9%	1.6%	2.3%	7.9%	8.5%	6.7%	4.4%	3.3%

	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳以上
山梨県	2.4%	2.5%	2.5%	1.9%	1.1%	0.5%	0.3%	0.2%	0.1%
全国	2.2%	1.9%	1.8%	1.5%	1.0%	0.6%	0.5%	0.4%	0.3%

資料:住民基本台帳(令和6年1月1日)

## (2) 山梨県内のヤングケアラーの状況

### ① ヤングケアラーに関する実態調査の概要

対象	調査の概要	実施年度
子ども調査 小学6年生、中学生、高校生	県内の学校に在籍する対象者全員に対して、ヤングケアラーの実態や認知度などを把握	令和3年度～ 令和6年度
保護者調査	ヤングケアラーの認知度や日常の地域活動等でのヤングケアラーへの関わりや今後の関わり意向等を把握	令和4年度
一般県民調査		令和4年度～ 令和6年度
県政モニター調査		
支援者調査(子どもの支援者) 学校、養護教諭、スクールソーシャルワーカー(SSW)・スクールカウンセラー(SC)、要保護児童対策地域協議会(要対協)、子どもの居場所運営事業者(子どもの居場所)	日常のヤングケアラーへの関わりや関わりの中での課題、今後の取り組みの意向や必要な支援等を把握 また、SSW、SC、養護教諭、子どもの居場所運営事業者の方のワークショップを行い、多職種での連携等の在り方等についての意見交換を実施	令和3年度 (学校、要対協、子どもの居場所) 令和4年度(養護教諭、SSW、SC、子どもの居場所のみ)
支援者調査(家族の支援者) 地域包括支援センター専門職、生活困窮者自立支援専門員、生活保護ケースワーカー、障害者相談支援専門員、精神保健福祉士、民生委員・児童委員		令和3年度

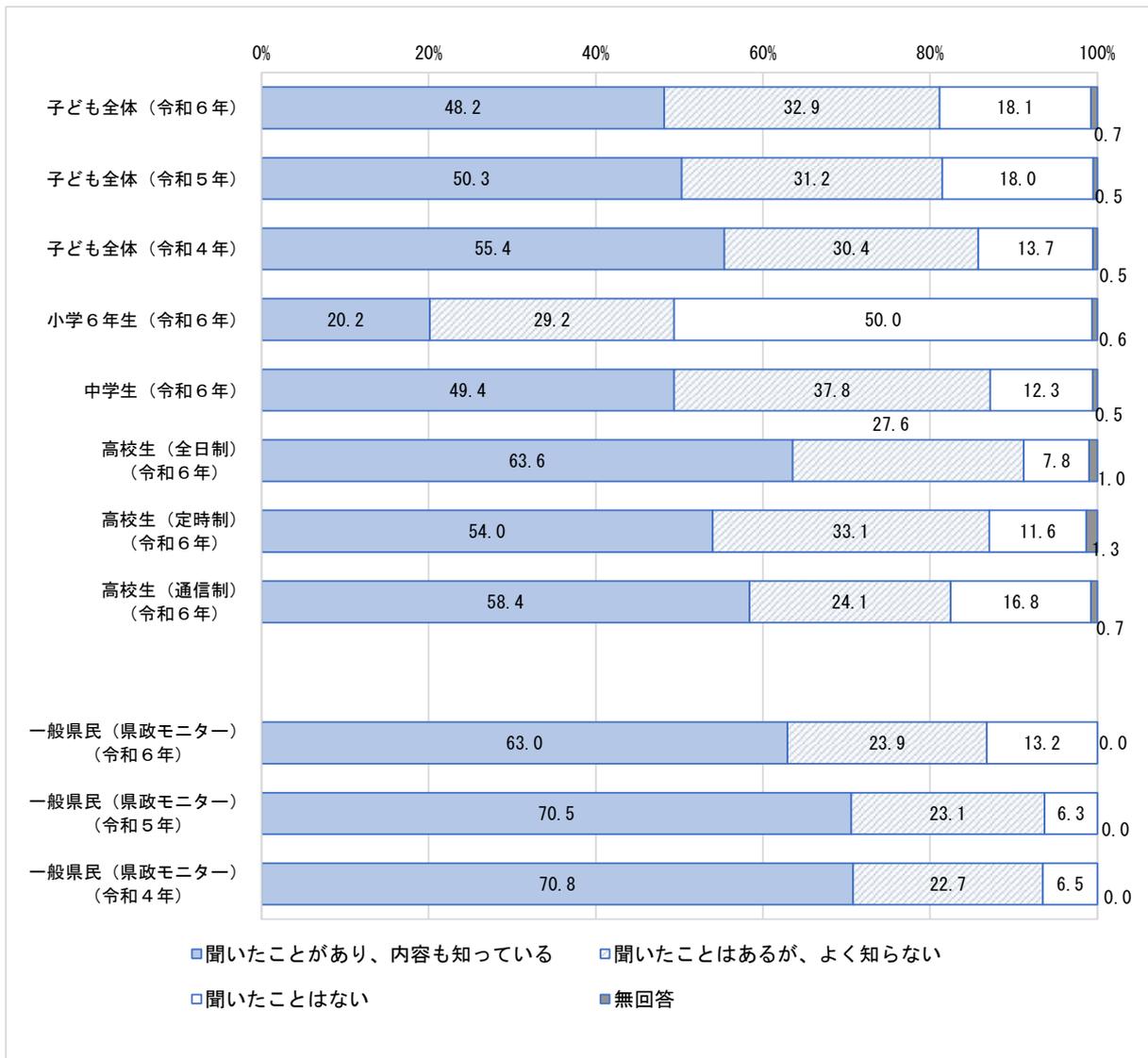
## ② ヤングケアラーに関する実態調査の結果

### 【「ヤングケアラー」の認知度】

「ヤングケアラー」についての認知度は令和4年度から6年度にかけて、「言葉を聞いたことはない」と回答した子どもの割合が13.7%から18.1%とやや増加しました。内容について「知っている」と回答した子どもの割合は、小学生では約2割程度、中学生で約半数、高校生は過半数、全体では48.2%となっており、令和4年度以降、認知度はやや減少傾向となっています。

保護者や一般県民においても、内容について「知っている」人が令和4～6年度で約6～7割となっています。

図表5 「ヤングケアラー」の認知度



## 【ヤングケアラーの自己認識】

令和6年度の子ども調査において、自身がヤングケアラーにあてはまるか（「ヤングケアラー」としての自己認識）については、令和5年度調査と比較して、「あてはまる」と回答した子どもの割合全体で1.0%から1.9%に増加しています。一方で、「わからない」と回答した子どもの割合は、全体で、令和5年度の15.8%から5.0%に減少しています。

図表 6 「ヤングケアラー」としての自己認識 (単位：%)

		全 体 子 ども	小 学 生	中 学 生	(全 日 制) 高 校 生	(定 時 制) 高 校 生	(通 信 制) 高 校 生
自身がヤング ケアラーにあ てはまる	令和6年度	1.9	3.3	1.6	1.5	1.8	2.2
	令和5年度	1.0	1.4	0.8	1.1	1.3	1.0
	令和4年度	0.8	1.2	0.8	0.6	1.7	8.3
	全国調査 (令和2年度)			1.8	2.3	4.6	7.2
わからない	令和6年度	5.0	6.8	4.4	4.5	8.1	6.6
	令和5年度	15.8	20.4	14.2	14.5	23.0	25.8
	令和4年度	15.7	22.5	14.2	13.9	23.5	16.7
	全国調査 (令和2年度)			12.5	16.3	26.8	16.9
該当しない	令和6年度	92.3	89.2	93.4	92.9	88.8	89.8
	令和5年度	82.7	77.8	84.5	83.9	74.5	73.2
	令和4年度	82.3	74.8	84.0	84.4	72.1	66.7
	全国調査 (令和2年度)			85.0	80.5	68.0	75.5

## 【身近に「ヤングケアラー」と思われる子どもの有無】

令和6年度の県政モニター調査から、一般県民では、家族や親族に「ヤングケアラー」と思われる18歳未満の子どもがいるとするのは4.0%、18歳以上では10.2%となっています。一方、「友人・知人やその子ども、子どものクラスメイト、近所の子ども・若者」に「ヤングケアラー」と思われる18歳未満の子どもがいるとしているのは6.9%、18歳以上では7.3%となっています。

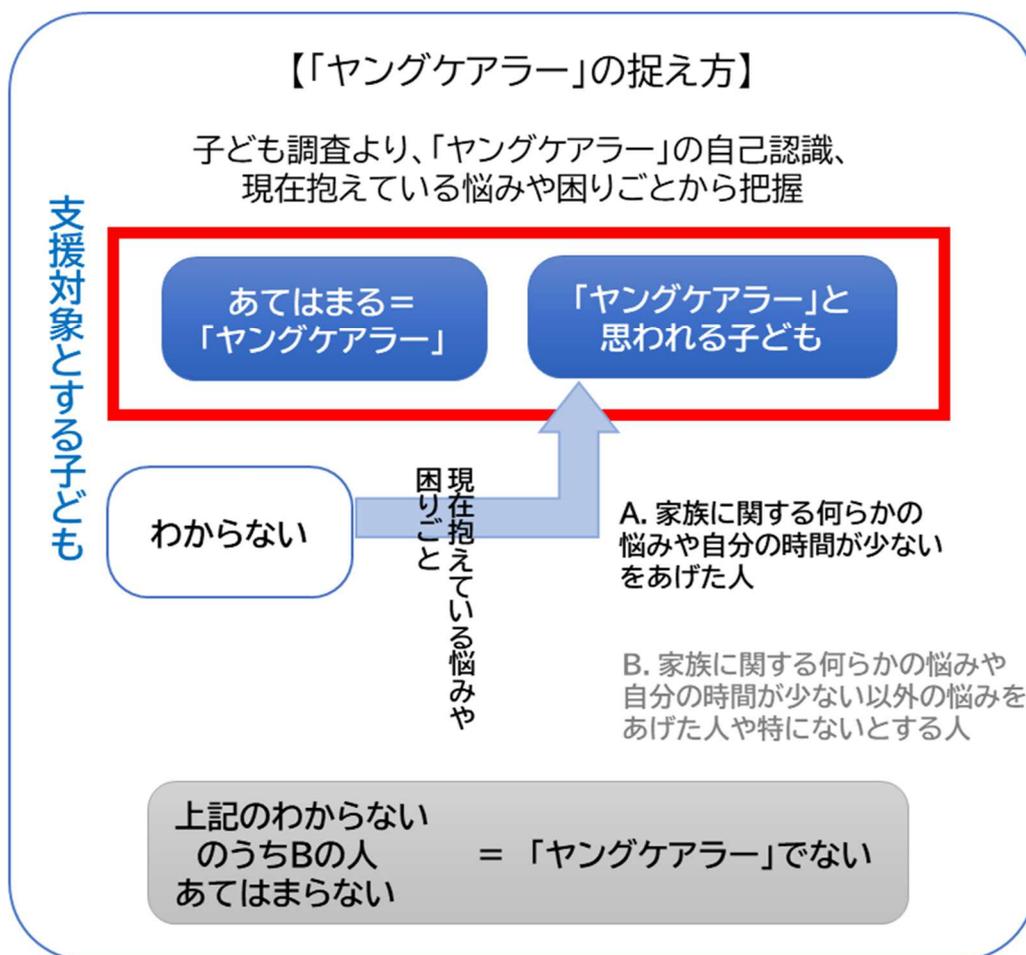
図表 7 身近にいる「ヤングケアラー」と思われる子どもの状況 (単位：%)

一般県民 (令和6年度)	家庭や家族・親族	友人・知人やその子ども、 子どものクラスメイト、近所の子ども
18歳未満	4.0	6.9
18歳以上	10.2	7.3

### 【ヤングケアラーの悩みごとの有無、健康状況、生活満足度】

令和6年度の子ども調査において、「ヤングケアラー」としての自己認識で「わからない」と回答した子どもについて、さらに分析を行ったところ、実際に家族のことや、自分自身に使える時間のことで悩んだり困ったりしている子どもが多くいることが明らかになりました。

この結果をふまえ、自身が「ヤングケアラー」に「あてはまる」と回答した子ども及び、「わからない」と回答した子どものうち、「自分と家族との関係のこと」「家族内の人間関係のこと（両親の仲が良くないなど）」「病気や障がいのある家族のこと」「家族の通訳のこと」「自分のために使える時間が少ない」のいずれか1つ以上選んだ子どもを「ヤングケアラー」と思われる子どもとし、本県の「ヤングケアラー」支援の対象に含めていくこととします。



図表 8 「ヤングケアラー」としての自己認識別 現在、悩んだり困っていること（複数回答）（単位：％）

		友人との関係のこと	校の成績など（学勉強のこと）	しよらいの夢や進路のこと	部活動のこと	ができなじい事	じゆくや習い事	集金など）	金のこと（学費、	学校に支払うお	を買っお金がたりないことなど）	お金や必要なものを買っお金がたりないことなど）	家庭のお金のこと（食べ物を買う
子ども全体	あてはまる	25.1	48.3	37.1	15.8	4.4	5.1	8.8					
	わからない	23.7	45.3	37.7	15.5	3.3	4.9	6.1					
	あてはまらない	15.8	41.4	36.2	10.9	1.2	1.9	1.8					
小学生	あてはまる	30.8	32.9	23.1	11.2	3.5	2.1	4.9					
	わからない	32.3	28.9	28.9	10.9	3.1	3.7	6.1					
	あてはまらない	16.8	20.4	20.6	6.6	1.8	0.5	1.2					
中学生	あてはまる	25.0	66.9	44.2	19.8	6.4	4.7	9.9					
	わからない	21.5	57.1	36.9	16.4	4.8	2.1	3.3					
	あてはまらない	16.3	49.1	35.7	10.9	1.4	1.2	1.5					
高校生（全日制）	あてはまる	19.8	41.6	47.5	16.8	2.0	9.9	10.9					
	わからない	20.5	44.6	45.6	18.6	1.3	10.1	9.8					
	あてはまらない	14.7	42.3	46.0	13.8	0.6	3.9	2.7					
高校生（定時制）	あてはまる	10.0	30.0	20.0	10.0	10.0	10.0	10.0					
	わからない	15.9	29.5	47.7	15.9	4.5	6.8	9.1					
	あてはまらない	9.1	35.3	41.3	8.5	0.4	3.3	3.5					
高校生（通信制）	あてはまる	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3					
	わからない	0.0	44.4	55.6	11.1	0.0	11.1	11.1					
	あてはまらない	17.9	43.9	47.2	11.4	1.6	4.9	3.3					

		自分と家族との関係のこと	家族内の人関係のこと（両親の仲が良くないなど）	病気や障がいのある家族のこと	家族の日本語での読み書きや会話の手伝いや通訳をしないといけないこと	自分のために使える時間が少ない	特にな	その他	無回答
子ども全体	あてはまる	13.9	10.2	4.6	1.4	11.8	27.4	3.9	0.7
	わからない	13.3	8.9	4.0	1.1	9.6	31.2	3.3	1.1
	あてはまらない	4.1	3.0	0.9	0.2	2.6	39.2	1.1	1.4
小学生	あてはまる	16.8	9.8	5.6	0.7	10.5	32.9	7.7	0.7
	わからない	12.6	10.9	4.1	1.7	10.9	36.7	3.7	0.3
	あてはまらない	4.0	2.8	0.8	0.1	2.4	55.0	1.6	2.3
中学生	あてはまる	14.5	12.2	2.3	0.6	12.2	21.5	2.9	1.2
	わからない	13.9	8.5	3.3	1.2	7.7	29.4	3.5	2.5
	あてはまらない	4.3	3.0	0.7	0.2	2.3	36.7	1.0	1.3
高校生（全日制）	あてはまる	8.9	6.9	6.9	3.0	10.9	27.7	0.0	0.0
	わからない	12.4	7.2	4.2	0.3	10.7	29.6	1.6	0.0
	あてはまらない	3.6	3.0	1.1	0.2	3.1	33.6	0.9	1.0
高校生（定時制）	あてはまる	20.0	20.0	10.0	10.0	30.0	50.0	10.0	0.0
	わからない	20.5	9.1	6.8	2.3	11.4	27.3	11.4	0.0
	あてはまらない	5.2	2.5	0.4	0.6	3.3	39.4	0.8	1.0
高校生（通信制）	あてはまる	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0
	わからない	0.0	22.2	11.1	0.0	22.2	22.2	0.0	0.0
	あてはまらない	3.3	4.9	2.4	0.8	4.9	39.0	3.3	0.0

ヤングケアラーに「あてはまる」と回答した子どもの割合は全体の 1.9%、「ヤングケアラー」と思われる子ども（「わからない」と回答した子どものうち、悩みごとについて、前記に記載した家族に対する悩みがある、自分の時間がとれないと回答した子ども）の割合は全体の 1.2%と、本県のヤングケアラー支援の対象に含まれる子どもは、全体で 3.1%となります。

ヤングケアラーや「ヤングケアラー」と思われる子どもについては、健康状態が「あまりよくない」、「よくない」とする子どもの割合が1～2割います。

生活満足度についても、どの学年においても「ヤングケアラー」と思われる子どもの平均点が低くなっており、健康状態があまりよくないことや家族との関係などに困りごとを抱えている子どもが多いことから、子ども自身の守られるべき権利があることを伝えながら、「ヤングケアラー」であると声をあげてもよいということを含め、子どもの認識等に配慮しながらきめ細やかな対応が必要となります。

図表 9 「ヤングケアラー」、家族の悩み等を考慮した「ヤングケアラー」と思われる子どもの割合の推移

		子ども 全体	小学生	中学生	（全日制） 高校生	（定時制） 高校生	（通信制） 高校生
令和6年度	ヤングケアラー	1.9%	3.3%	1.6%	1.5%	1.8%	2.2%
	「ヤングケアラー」と思われる子ども	1.2%	1.8%	1.0%	1.0%	2.4%	3.6%
令和5年度	ヤングケアラー	1.0%	1.4%	0.8%	1.1%	1.3%	1.0%
	「ヤングケアラー」と思われる子ども	2.7%	3.6%	2.7%	1.6%	3.8%	4.1%
令和4年度	ヤングケアラー	0.8%	1.2%	0.8%	0.6%	1.7%	8.3%
	「ヤングケアラー」と思われる子ども	2.8%	3.1%	2.8%	2.3%	5.0%	8.3%

図表 10 「ヤングケアラー」、「ヤングケアラー」と思われる子ども別 自身の健康 (単位: %)

		よい	まあよい	ふつう	あまりよくない	よくない
子ども全体	ヤングケアラー	52.0	20.0	17.6	9.3	1.2
	ヤングケアラーと思われる子ども	20.4	22.5	38.6	15.4	3.2
	ヤングケアラーではない	61.0	20.3	15.7	2.6	0.3
小学6年生	ヤングケアラー	54.5	18.2	17.5	9.8	0.0
	ヤングケアラーと思われる子ども	20.3	27.8	43.0	7.6	1.3
	ヤングケアラーではない	61.7	20.1	15.7	2.2	0.3
中学生	ヤングケアラー	48.3	23.8	18.0	9.3	0.6
	ヤングケアラーと思われる子ども	23.0	22.1	31.9	19.5	3.5
	ヤングケアラーではない	60.5	20.3	16.2	2.7	0.3
高校生 (全日制)	ヤングケアラー	53.5	16.8	17.8	8.9	3.0
	ヤングケアラーと思われる子ども	18.6	20.0	41.4	14.3	5.7
	ヤングケアラーではない	62.0	20.3	14.6	2.7	0.4
高校生 (定時制)	ヤングケアラー	50.0	10.0	20.0	10.0	10.0
	ヤングケアラーと思われる子ども	0.0	7.7	61.5	30.8	0.0
	ヤングケアラーではない	56.9	19.7	19.5	3.5	0.4
高校生 (通信制)	ヤングケアラー	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0
	ヤングケアラーと思われる子ども	40.0	20.0	20.0	20.0	0.0
	ヤングケアラーではない	46.5	27.6	21.3	3.9	0.8

図表 11 「ヤングケアラー」、「ヤングケアラー」と思われる子ども別 生活満足度 (単位: 点/10点満点)

		平均点		平均点	
子ども全体	ヤングケアラー	6.67	高校生 (全日制)	ヤングケアラー	6.45
	ヤングケアラーと思われる子ども	4.94		ヤングケアラーと思われる子ども	4.37
	ヤングケアラーではない	7.61		ヤングケアラーではない	7.22
小学6年生	ヤングケアラー	6.77	高校生 (定時制)	ヤングケアラー	6.50
	ヤングケアラーと思われる子ども	5.56		ヤングケアラーと思われる子ども	4.62
	ヤングケアラーではない	8.10		ヤングケアラーではない	6.93
中学生	ヤングケアラー	6.71	高校生 (通信制)	ヤングケアラー	9.33
	ヤングケアラーと思われる子ども	4.88		ヤングケアラーと思われる子ども	5.20
	ヤングケアラーではない	7.71		ヤングケアラーではない	7.28

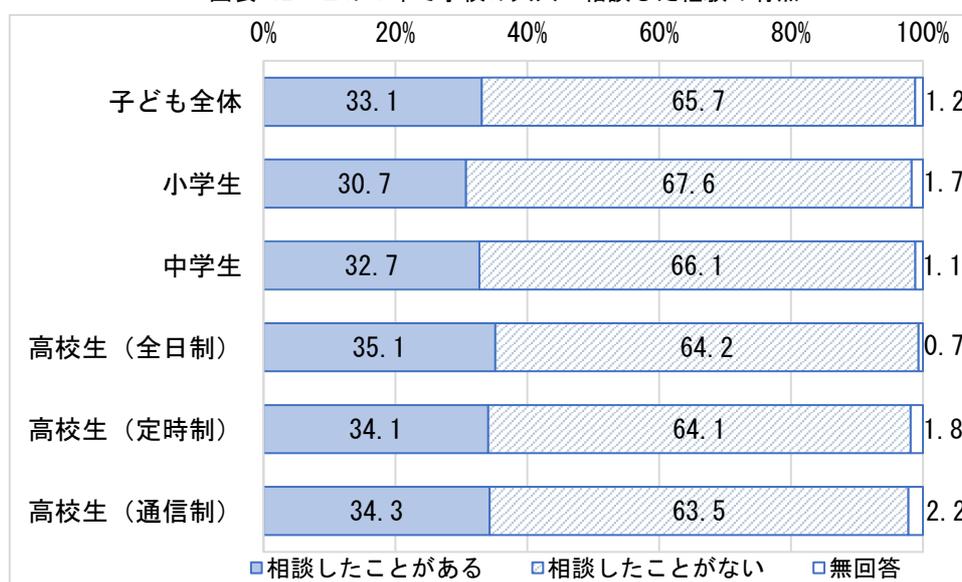
※高校生(定時制・通信制)は標本数が少ないことに留意

## 【相談のしやすさ（子ども全体）】

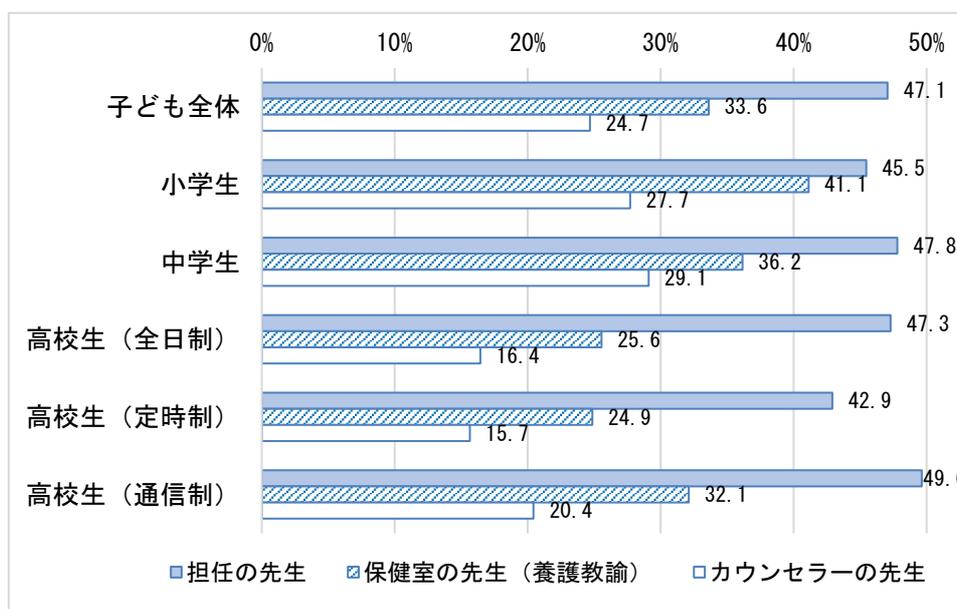
令和6年度の子ども調査から、ヤングケアラーに関わらず、この1年で学校の大人へ相談した経験がある子どもは、全体で33.1%となっています。学校の大人のうち学級担任（担任の先生）、養護教諭（保健室の先生）、スクールカウンセラー（カウンセラーの先生）それぞれについて、相談のしやすさを聞いたところ、どの学年も相談しやすいとする割合が高いのは「学級担任」となっています。

ヤングケアラーにとって一番身近な存在である学校が、安心して相談できる場となるよう、学級担任、養護教諭、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の役割に応じて適切に対応できる体制づくりが求められています。

図表 12 この1年で学校の大人へ相談した経験の有無



図表 13 学校の大人への相談のしやすさ（相談しやすいとする割合）



## 【相談窓口の認知度】

令和6年度の子ども調査及び県政モニター調査から、「24 時間電話相談窓口」や「相談支援センター（山梨県総合教育センター）」、「SNS相談窓口」について、「知らない」と回答した子どもの割合は、6～7割程度、一般県民で8割となっています。子ども、大人に関わらず、「相談したことがある」とする人はごくわずかとなっています。また、「相談したことはないが知っている」と回答した子どもは、いずれも2～3割となっています。世代を問わず、認知度を高めるとともに、相談しやすい環境づくりが引き続き求められています。

図表 14 相談窓口の認知度

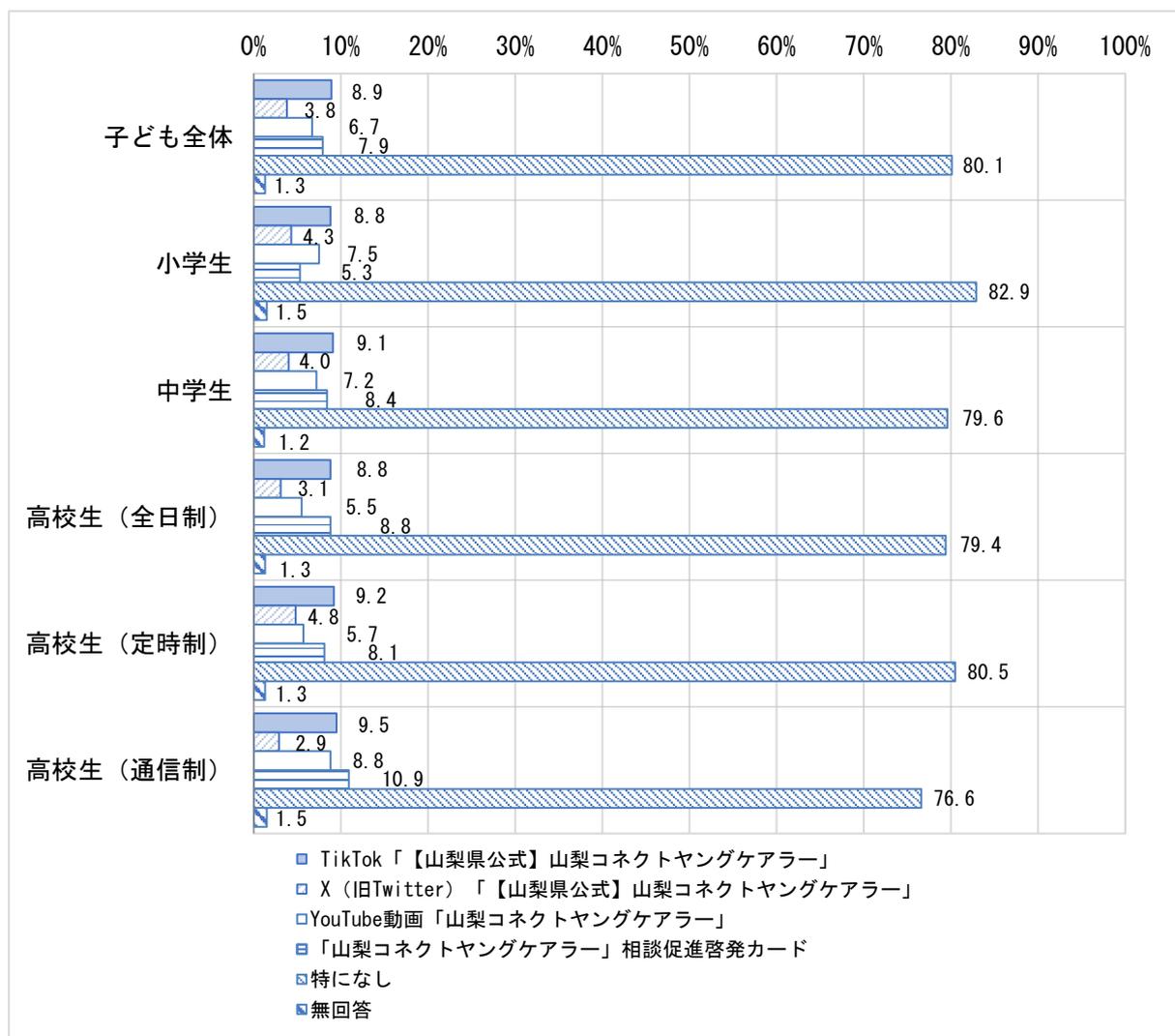
(単位：%)

	24 時間電話相談窓口			相談支援センター			SNS 相談窓口		
	知っており、 相談したことが ある	知っている が、相談した ことはない	知らない	知っており、 相談したことが ある	知っている が、相談した ことはない	知らない	知っており、 相談したことが ある	知っている が、相談した ことはない	知らない
子ども全体	0.8	28.6	69.3	0.8	24.4	73.2	1.1	32.3	65.1
小学生	0.6	26.6	71.8	0.7	23.2	74.8	0.7	30.7	67.3
中学生	0.5	31.8	67.0	0.6	26.3	72.1	0.9	35.7	62.5
高校生(全日制)	1.1	25.1	71.5	1.1	22.3	74.2	1.6	28.3	67.7
高校生(定時制)	1.7	25.2	70.0	2.8	21.5	72.4	2.6	26.2	68.0
高校生(通信制)	0.7	32.1	64.2	1.5	27.0	68.6	2.2	29.9	65.0
一般県民調査	0.4	18.6	80.9	0.6	20.2	79.1	0.6	16.0	83.3

## 【広報・啓発】

ヤングケアラーを理解し、相談を促進するための「山梨コネクトヤングケアラー」の各種 SNS 等での啓発の取り組みについて、TikTok が最も高く、各学年で1割程度となっています。各媒体の認知度は、「相談促進啓発カード」が小学生で 5.3%と他の学年と比べてやや低くなっています。一方で、知っている取組が「特になし」と回答した子どもは各学年で8割程度となっており、今後一層、多くの人に知ってもらえるような工夫が必要です。

図表 15 知っている啓発の取り組み



### ③ 18歳以上のヤングケアラーに関するアンケート調査の結果

県内の相談支援機関（居宅介護支援事業所、障害者相談支援事業所、精神保健福祉センター、福祉事務所、ハローワーク、大学・定時制高校の定時制課程の学生相談室等）を通じて、18歳以上のヤングケアラーに関する支援事例等について、アンケート調査を実施したところ、23件の把握・支援事例の報告があり、ケアを要する家族については、父母（養父・養母を含む。84.0%）、精神的な疾患や身体的な介護が必要な人が多いことから、主に身体的な介護（25.9%）や家事支援（18.5%）、感情面のサポート（14.8%）などを行っている事例が確認できました。

また、自立を目指す時期に家族のケアを優先せざるを得ない状況などにより、進学（33.3%）・就職（16.7%）機会の制限に加え、多くの責任を抱えることに伴う精神的負担の増加（25.0%）等が生じている状況です。

ヤングケアラーに必要な支援としては、早い気づきと対応の他、本人の気持ちに寄り添った相談支援、本人の負担軽減を図るためのサービス提供、進路や就職先の検討時のサポートなど、幅広い支援が求められています。

### (3) ヤングケアラー支援計画の進捗状況

施策	KPI(指標)		現状及び実績				目標値
			(R3)	(R4)	(R5)	(R6)	(R6)
施策1	「ヤングケアラー」を正しく理解している人の増加	「聞いたこともあり内容も知っている」と回答する子どもの割合(子ども調査)	15.3%	55.4%	50.3%	48.2%	80%
		「聞いたこともあり内容も知っている」と回答する県民の割合(県政モニター調査)		70.8%	70.5%	63.0%	80%
	自らが「ヤングケアラー」に該当するか「わからない」と回答する子どもの割合の減少	「ヤングケアラーに該当するからわからない」と回答する子どもの割合(子ども調査)	12.8%	15.7%	15.8%	5.0%	5.0%
施策2	ヤングケアラー・コーディネーターの増加	「ヤングケアラー・コーディネーター」養成講座修了者累計数(積上げ)		10人	23人	37人	60人
	ヤングケアラーについて正しく理解する専門職の増加	県が開催するヤングケアラー支援に関する研修への参加者累計数(積上げ)	30人	314人	535人	未定	750人
施策3	家族のケアを担うことで、やりたいことができないとする子どもの減少	「ヤングケアラー※の生活満足度の上昇」(子ども調査) ※ヤングケアラー及び「ヤングケアラー」と思われる子ども 10点満点		5.3点	5.4点	6.0点	7.3点
	ヤングケアラーがサポートを受ける機会の増加	ヤングケアラーに該当すると回答した子どものうち、家事や家族のお世話を他の人に「助けてもらっている」と回答した子どもの割合の増加(子ども調査)		52.3%	55.9%	49.0%	80%
施策4	ヤングケアラー・コーディネーターがさまざまな機関等をつなぐ事例の増加	ヤングケアラー・コーディネーターがさまざまな機関につないだ子どもの数(累計)		0人	16人	未定	690人

#### (4) 実態調査等からみたヤングケアラーの課題

	現状	課題
<p>子ども調査 (令和6年度調査)</p>	<p>■「ヤングケアラー」の認知度について、 「内容まで知っている」と回答した子どもは半数前後となっている。(小学生は2割)</p> <p>■自身がヤングケアラーとする子どもは、 全体で1~2%であるが、令和6年では、 「わからない」との回答が大幅に減少。</p> <p>■「ヤングケアラー」や「ヤングケアラー」と 思われる子どもは、他の子どもに比べ、 健康状態がよくない子どもが多い。また、 生活満足度の平均点も低く、中でも 「ヤングケアラー」と思われる子どもは 特に低い。</p> <p>■「ヤングケアラー」が他の人に助けてもら っているのは半数にとどまる。必要な支 援としては、「自分の時間」「学習のサポ ート」の希望が多い。</p> <p>■学校で大人に相談しているのは、約3割 程度で、横ばいで推移。担任の先生が相 談しやすいと回答した子どもが約5割で 最も多い。</p> <p>■外部の相談窓口の認知度は2~3割程 度、利用はほとんどない。</p>	<p><u>認知度の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認知度はおおむね横ばいで推移しているものの、特に小学生で下がっていることから、さまざまな機会において、認知度を高める取組が必要である。</li> </ul> <p>✓ <u>相談したり、助けを求められる意識の醸成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの権利を含め、意見形成の支援とともに、困ったことがあれば、周りに助けを求めてよいという意識を醸成が必要である。</li> <li>加えて、さまざまな方法で、相談できる機会・体制の充実を進めていく必要がある。</li> </ul> <p>✓ <u>「ヤングケアラー」の正しい理解の促進と支援策の周知</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ヤングケアラーへの正しい理解のため、わかりやすい啓発・周知を行うとともに、助けを求めやすくできるよう、相談先やヤングケアラーへの支援の周知を進める必要がある。</li> </ul>
<p>若者調査 (令和6年度調査)</p>	<p>■父母(養父・養母を含む。)のケアをしている人が多い。</p> <p>■ケアを必要とする人の状況としては、精神的な疾患や身体的な介護が必要な人などがみられた。</p> <p>■若者ならではの状況としては、進学・就職機会の制限に加え、多くの責任を抱えることに伴う精神的負担の増加が生じていることなどがみられた。</p>	<p>✓ 支援が必要な状況にも関わらず、18歳を超え、「子ども」の対象から外れていることもあり、<u>支援対象として見られにくいことがあるため、早い気づきが必要</u>である。</p> <p>✓ <u>進路や就職先の検討など、今後の人生を大きく左右する決断時に、本人の気持ちに寄り添った相談支援に加え、本人の負担軽減を図るためのサービス提供</u>が必要である。</p> <p>✓ 学校に行けなくなったり、途中で中断したりする人もおり、<u>学び直しの支援も必要</u>である。</p>

	現状	課題
保護者調査 (令和4年度調査)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「ヤングケアラー」の認知度は高いが、相談窓口の認知度は約5割。</li> <li>■「ヤングケアラー」と思われる子どもに気づいたときは、まず<u>状況を聞き、学校へ相談する人が大半。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓「<u>地域の大人</u>」として地域の子どもを見守りやすい環境を               <ul style="list-style-type: none"> <li>・見守り・日常的な声掛けなど、「気づき」につながる行動を地域でとりやすくなる環境・雰囲気醸成が、日常的な子ども見守りにつながる。</li> </ul> </li> <li>✓「<u>ヤングケアラー</u>」を発見した後の<u>第一歩の行動に向けた周知</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「気づき」から素早く支援・相談につなげられるような相談機関・窓口を「地域の大人」に周知することが、「気づき」と「支援」の充実につながる。</li> </ul> </li> </ul>
一般県民調査 / 県政モニター調査 (令和6年度調査)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「ヤングケアラー」の認知度は高いが、やや認知度は減少傾向にある。<u>内容まで知っている人は6割強。</u>多くの人は「テレビ」が情報源。20代から30代はWebサイトやSNSなども多い。</li> <li>■身の回りに「ヤングケアラー」と思われる子どもがいるとするのは4～7%程度、18歳以上の若者がいるとするのは7～10%程度。</li> <li>■自身が参加する活動として「ヤングケアラー」と思われる子どもへ関われることは、<u>見守り・声かけ、話をきく、関係機関へ相談が多い。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓<u>多様な媒体を通じた「ヤングケアラー」の正しい理解の促進と関心の維持</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ヤングケアラー」の正しい理解を進めるとともに、「ヤングケアラー」への関心を持ち続け、地域の子どもたちに目を配り、早めの気づきにつなげることができる。</li> </ul> </li> <li>✓<u>身近な地域活動を通じて「ヤングケアラー」の支援の意識の醸成</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民の日常的な地域活動が、ヤングケアラーへの見守り・日常的な声掛けなどの重要な支援を担うことを理解し、地域全体で支える意識の醸成につなげる。</li> </ul> </li> </ul>
支援者調査	<p>【令和3年度調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■「ヤングケアラー」の言葉の認知度は高いが、全国同様に内容について詳細に認識している割合は低い。</li> <li>■ヤングケアラーが「いる」と回答した割合は、学校では約2～4割、要対協では約半数、子どもの居場所運営者では7割、家庭の支援者では最大で3割程度。</li> <li>■学校を含む支援者は、連携した取り組みを行っているものの、子ども食堂や民生委員といった地域の支援者とのつながりが低い傾向。</li> </ul>	<p>【令和3年度調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤングケアラーの認知のための支援者における必要な知識や技術習得が必要である。</li> <li>・複数の関係機関の連携強化による子どもの家庭環境や学校・生活状況の情報共有を図る。</li> <li>・各支援機関の所管や役割の明確化を図る。</li> <li>・子どもの意思を尊重した支援や相談しやすい環境づくりを進める。</li> </ul>

	現状	課題
	<p>【令和4年度調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■養護教諭や子どもの居場所運営事業者はヤングケアラーへの関わりは2割程度。</li> <li>■学校での支援者や子どもの居場所運営事業者など、多職種が交流できる場が必要。さらには、連携強化を求める声が多い。</li> <li>■養護教諭やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどは、専門職として、子どものSOSを見逃さないといった思いが大きい。</li> </ul>	<p>【令和4年度調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓<u>事例研修の実施</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事例を通じた研修を行うことでヤングケアラーに接したことのない支援者の理解を深め、支援者の相談に適切に対応する。</li> </ul> </li> <li>✓<u>多職種での支援の強化(意識の醸成)</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多職種が連携支援を行うことでヤングケアラー本人やその家族など、きめの細かな支援につなげる。</li> </ul> </li> </ul>

## 3 計画理念

### (1) 基本理念

前述したように、本県では、子どもの実態調査において「ヤングケアラー」の存在が明らかになっています。子どもが家族の世話をすること自体は尊いことではあります。一方で、ヤングケアラーは、自分の時間を持つことができないことや、自分がしたいことができないだけでなく、日常の学校生活や健康面などへの支障がみられる子どももおり、そのような子どもたちに適切な支援を行うことが、喫緊の課題となっていたため、本県では、令和3年度に「ヤングケアラー支援ガイドライン」を策定（令和6年3月改定）し、ヤングケアラーの早期発見や適切な対応・関係機関の連携などを示し、ヤングケアラーへの支援の取り組みを進めてきました。あわせて、令和4年度に「山梨県ヤングケアラー支援計画」を策定し、県民全体のヤングケアラーへの理解促進と、必要な支援が届くよう、支援者の養成や取り組み目標を定めながら進めてきました。

国の重点的な取組や法改正もあり、「ヤングケアラー」への理解は年々進みつつあり、令和6年度の一般県民調査では6割以上の方が「ヤングケアラー」の内容を知っているとしています。しかし、県全体でヤングケアラーに関するさまざまな取り組みを進めている中で、子どもや県民の、認知度は横ばいもしくはやや減少傾向にあり、認知度を高めていく必要があります。

また、ヤングケアラーの支援の要となるヤングケアラー・コーディネーターの養成とともに、各市町村においては「ヤングケアラー・コーディネーター」を中心としたヤングケアラーへの支援体制づくりを進めてきました。加えて、学校やケアを必要とする家族への支援者となる介護、障害、医療などの多機関連携を進めていますが、まだまだ関係機関の理解が進んでいないことや、子どもや若者自身が自身の困りごと感に気づいていなかったり、相談先がわかっていなかったりすることで、ヤングケアラーへの対応が十分にできているとは言えない状況にあります。

子どもへは、「自分たちには守られるべき権利があること」や「周りの人に助けを求めてもよいこと」をわかりやすく伝え、ヤングケアラー本人の認識を促すとともに、子どもや若者自身が自分自身を大切に思え、やりたいことができるよう、一緒に考え、必要な支援が受けられることを知らせていくとともに、子どもや若者に切れ目のない支援を行える体制づくりが求められています。

また、若者に対しては自立に向けた大切な時期に、勉強や就職の準備の時間や機会が奪われた人が、いったん中断してしまった学びをやり直し、改めて進路や将来の選択を考えられるよう、多様な支援機関の関わりが求められます。

さらには、ヤングケアラーに対する支援は、子どもや若者自身への支援だけでなく、ケアを必要とする家族全体の支援を行うことも重要です。加えて、ヤングケアラーはそれぞれが置かれている状況や、ヤングケアラー自身の意思などが異なることから、ヤングケアラー自身の意思を大切にしながら、ヤングケアラーやその家族に寄り添った支援を行うことが重要です。

そのためには、社会全体で、さまざまな人や機関が重層的に支援していくことで、家庭の状況や育った環境に左右されることなく、すべての子どもや若者が将来への希望や期待を抱き、その

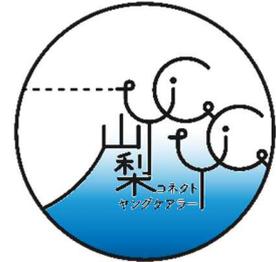
実現に向けていつでも何回でも挑戦することを後押しするしくみを作ることが求められています。

これらの想いを、本計画の基本理念として、「すべての子ども・若者が夢に向かって挑戦できる やまなし ～ 気づいてつながろう 山梨コネクトヤングケアラー」と定め、基本理念とともに、引き続き、さまざまな人への理解を深めるため、ロゴマークとあわせて示していくこととします。

**すべての子ども・若者が夢に向かって挑戦できる やまなし**

**～ 気づいてつながろう**

**山梨コネクトヤングケアラー ～**



## (2) 基本的な視点

本計画の施策展開を図るにあたり、次のような視点で取り組みます。

### 子どもや若者の権利を守る視点

子どもは勉強したり、遊んだりして、もって生まれた能力を十分にのばすなど、子どもとして健やかに成長・発達することが守られるよう、また、若者においては自立に向けた移行期として、勉強や就職準備等ができるよう、その環境づくりを進めていくとともに、それぞれの子どもや若者の権利が守られているか絶えず目配りします。

### 子ども・若者や家族の意思を大切にす視点

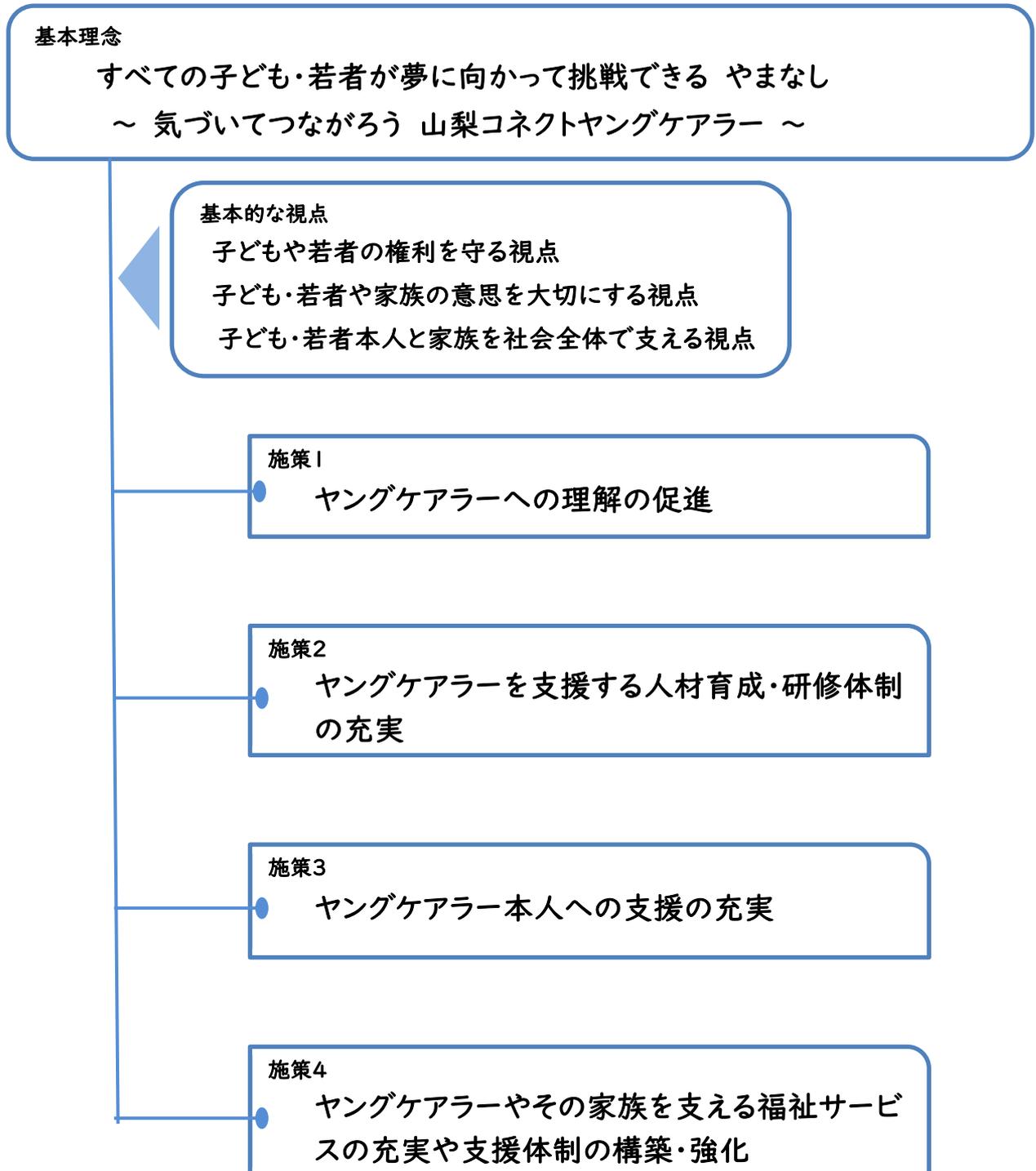
子どもや若者の権利を守ることは重要ですが、ヤングケアラーの支援を行う際には、今まで子どもや若者が担ってきた役割などを否定することなく、子ども・若者本人や家族の意思・意向を確認し大切にしながら、子ども・若者や家族に寄り添いながら支援します。

### 子ども・若者本人と家族を社会全体で支える視点

ヤングケアラーの支援は、子ども・若者本人だけでなく、ケアを必要とする家族や他の家族の支援も求められることから、直接的な支援から地域の見守り・声掛けまで、さまざまな人や機関が関わりながら重層的に支援していけるよう、社会全体で支えていきます。

## 4 施策体系・施策展開

### (1) 施策体系



## (2) 施策展開

### 施策1 ヤングケアラーへの理解の促進

「ヤングケアラー」の支援を進めていくためには、「ヤングケアラー」について、正しく理解をすることが重要です。子ども・若者本人や家族の他、学校関係者や直接支援を行う専門職だけでなく、職場の人や地域住民をはじめとする県民全体が「ヤングケアラー」への理解を深められるよう、施策展開を図ります。

#### 【主な取組】

YouTube 等、さまざまな年代へ伝える広報の充実	「ヤングケアラー」という言葉だけでなく、その意味や背景等を正しく理解できるよう、インターネット(SNS、YouTube、TikTok)やテレビ等さまざまな媒体を活用しながら、広報の充実を図ります。また、県のホームページにおいても、ヤングケアラーに関する取り組みや関係団体の情報等内容の充実を図り、県民に分かりやすく伝えていきます。
子ども・若者への啓発事業の展開	小中高校、商業施設、こども食堂、大学・専門学校等において、広く啓発活動(ポスター、リーフレットの配布等)を進めます。
地域住民等への啓発事業の展開	介護離職ゼロ社会の実現に向け、当事者をはじめ地域住民等にケアラー支援の重要性等を認識してもらえるよう、事前知識習得の重要性やケアに直面した際の心構えを促す動画等を活用した啓発事業を展開します。

### 施策2 ヤングケアラーを支援する人材育成・研修体制の充実

ヤングケアラーは本人だけでなくケアを必要とする家族やその他の家族などを含めて、一人ひとりが置かれている状況や困りごとや希望が異なることから、ヤングケアラーの支援には、さまざまな配慮が必要となります。そのため、学校関係者をはじめ、サービス提供など直接支援を行う専門職等が「ヤングケアラー」について正しく理解し、ヤングケアラーに寄り添った支援ができるよう、研修体制を充実させていきます。また、地域住民等に対する研修等を行い、幅広く支援者の育成を進めます。

#### 【主な取組】

ヤングケアラー・コーディネーターの養成	ヤングケアラーを適切なサービスにつなげられるよう、関係機関・団体等と連携して相談・支援、適切な機関へのつなぎを行う専門職「ヤングケアラー・コーディネーター」を養成します。また、養成だけでなく、その後のフォローアップやヤングケアラー・コーディネーター同士のつながりを深め、ヤングケアラー・コーディネーターの資質向上につなげていきます。
学校教職員や専門職の研修体制の充実	学校教職員をはじめとする関係機関職員がヤングケアラーへの気付きから支援につなぐまでに配慮すべきことを含め、「ヤングケアラー」について正しく理解し、本人や家族への適切な支援につなげられるよう、さまざまな機会を通じて研修を行います。

ヤングケアラー支援ガイドラインの充実	ヤングケアラー支援ガイドラインが活用され、適切な支援や連携ができるよう、適宜ガイドラインを見直し、内容の充実を図ります。
出張講座等、地域住民等への研修の充実	ヤングケアラーへの理解を深め、支援に広く関わられるよう、出張講座やオンラインなどを活用し、身近な地域・場所で研修ができるよう、多様なメニュー等を充実させていきます。

### 施策3 ヤングケアラー本人への支援の充実

アンケート調査等によると、ヤングケアラーや「ヤングケアラー」と思われる子どもは、自身がヤングケアラーかわからないとする人が多く、自身の置かれている状況や困りごとを客観的に把握できる子どもがまだまだ多くはありません。また、家族ケアを行っている若者については、自分の時間が取れなかったり、就労や学業等に支障がみられることから、ヤングケアラー本人の話に耳を傾け、意思を尊重し、寄り添いながら、さまざまな面からサポートできる体制づくりを進めます。

#### 【主な取組】

電話や SNS 等、さまざまな媒体を利用した相談支援	ヤングケアラーが気軽に悩み等を相談できるよう、対面や電話だけでなく SNS 等さまざまな媒体の相談窓口を設け、子ども・若者たちの状況に応じてきめ細やかな相談支援を行います。
支援情報等の提供	ケアラー及びその家族が正確な情報を容易に取得できるよう、支援情報(相談窓口、福祉サービス、経済的支援等)を一元的に掲載し、生成 AI を活用した相談機能を備えたポータルサイトを運用します。
地域資源を活用した居場所づくりの推進	こども食堂等の民間団体による、お寺や空き店舗等地域資源を活用した居場所を確保し、その成果を横展開することにより、市町村と子ども食堂の連携した居場所づくりを推進します。
子どもの権利擁護(アドボカシー等)の推進	子どもの権利擁護機関である、山梨県子ども支援委員会及び子ども権利相談室やまなしスマイル(相談窓口)の運営により、子どもを権利侵害から守り、相談から解決に向けた支援を行います。
子どもの権利について理解するための機会の提供	子ども権利相談室やまなしスマイル(相談窓口)の周知及び子どもの権利の正しい理解につなげる学校訪問等による広報啓発活動を行い、子どもの権利について理解するための機会を提供します。
就労支援の推進(ハローワークとの連携強化)	ヤングケアラー等が就労したい時に、具体的な方法等がわからない場合や、学校卒業後から就職までにブランクが空いている場合等、その状況に応じてきめ細かくサポートしてもらえるよう、やまなし・しごと・プラザ内のジョブカフェやまなしにおいて、キャリアコンサルタントによる相談等に加え、ハローワークによる職業相談・職業紹介を行います。
キャリアアップの支援	公共職業訓練(離転職者訓練)は、求職者等のヤングケアラーに寄り添ったキャリアプランの検討、キャリアアップや就職に役立つ講座や就職・転職に関するサポート情報の提供、職業訓練手当(条件に該当する場合)の支給等一体的な支援を行います。
学び直しの支援	いったん学習をあきらめたり、不登校や高校中退等の状況になったヤングケアラー等のため、高等学校卒業程度認定試験の受験案内、県内の定時制・通信制課程高等学校の紹介、学費面の支援等、学び直しの支援を行います。

## 施策4 ヤングケアラーやその家族を支える福祉サービスの充実や支援体制の構築・強化

ケアを必要とする家族やそれを支える家族全体を支援できるよう、既存のさまざまなサービスの充実を図るとともに、ヤングケアラーの家庭向けの新たなサービスの検討や現在提供されているサービス・支援などをつなぎながら、切れ目のない重層的な支援体制の構築を進めます。

### 【主な取組】

ヤングケアラー・コーディネーターの配置の推進	ヤングケアラーが適切なサービスにつなげられるよう、関係機関・団体等と連携して相談・支援、適切な機関へのつなぎを行う専門職の配置を推進します。
ヤングケアラー支援ネットワーク会議の開催	ヤングケアラーに対する支援についての包括的な仕組みづくりを検討するため、外部有識者や支援者で構成する会議を適宜開催します。
多職種が集える場づくりの充実	ヤングケアラーの支援が重層的に行えるよう、多職種の支援者が集い、情報共有や事例検討などを通して、つながりを広げていける場を増やします。
介護や障害、子育て等の福祉サービスの充実	地域偏在がなく、既存の福祉サービスが適切に利用されるよう、市町村や支援機関との連携により、福祉サービスの周知を図ります。また、ヤングケアラー等家族介護者の状況にも配慮した支援が行えるように体制を整備していきます。
ケアラー推進本部の開催	ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、山梨県ケアラー推進本部を適宜開催します。
(再掲)支援情報等の提供	ケアラー及びその家族が正確な情報を容易に取得できるよう、支援情報(相談窓口、福祉サービス、経済的支援等)を一元的に掲載し、生成 AI を活用した相談機能を備えたポータルサイトを運用します。
学校でのヤングケアラーの相談や支援体制の充実	「校内対応マニュアル」をもとに各学校において、ヤングケアラーの早期の気づきとともに、校内の確かな情報共有と関係機関との速やかな連携等、適切な対応をとれる体制づくりを進めています。ヤングケアラーにとって一番身近な存在である学校が、安心して相談できる場となるよう、学級担任、養護教諭、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を含め、チーム学校として対応を進めていきます。
外国人住民への生活支援の充実	県内で生活する外国人住民のヤングケアラー及びその家族等が、雇用、医療、福祉、子育て等の生活に関連して、適切な情報や相談場所に迅速にたどり着けるよう、やまなし外国人相談支援センターで多言語による情報提供、相談対応、同行支援等を行います。

## K P I

施策	KPI(指標)		現状		目標値
			(R5)	(R6)	(R11)
施策1	「ヤングケアラー」を正しく理解している人の増加	「聞いたこともあり内容も知っている」と回答する子どもの割合 (子ども調査)	50.3%	48.2%	80%
		「聞いたこともあり内容も知っている」と回答する県民の割合 (県政モニター調査)	70.5%	63.0%	80%
	自らが「ヤングケアラー」に該当するか「わからない」と回答する子どもの割合の減少	「ヤングケアラーに該当するかわからない」と回答する子どもの割合 (子ども調査)	15.8%	5.0%	0%
施策2	ヤングケアラー・コーディネーターの増加	「ヤングケアラー・コーディネーター」養成講座修了者累計数(積上げ)	23人	37人	140人
	ヤングケアラーについて正しく理解する専門職の増加	県が開催するヤングケアラー支援に関する研修への参加者累計数(積上げ)	535人	未定	2,300人
施策3	家族のケアを担うことで、やりたいことができないとする子どもの減少	「ヤングケアラー※の生活満足度の上昇」 (子ども調査) ※ヤングケアラー及び「ヤングケアラー」と思われる子ども	5.4点	6.0点	7.6点
	ヤングケアラーがサポートを受ける機会の増加	ヤングケアラーに該当すると回答した子どものうち、家事や家族のお世話を他の人に「助けてもらっている」と回答した子どもの割合の増加 (子ども調査)	55.9%	49.0%	80%
施策4	ヤングケアラー・コーディネーターがさまざまな機関等をつなぐ事例の増加	ヤングケアラー・コーディネーターがさまざまな機関につないだ子どもの数(累計)	16人	未定	514人

## 5 計画の進捗管理・推進体制

---

PDCAサイクルを繰り返すことで、ヤングケアラー支援の取り組みを検証し、必要に応じて取り組み等を改善することにより、山梨県全体でヤングケアラーを支える意識を醸成していきます。

そのためにも、適宜計画の進捗状況を県民に知らせ、県民の理解と協力を求めています。

### (1) ヤングケアラー支援ネットワーク会議への報告・点検

県では、毎年度、計画における各種取り組み等の進捗状況を点検・評価し、「ヤングケアラー支援ネットワーク会議」（令和3年9月設置）に報告し、必要な施策等の見直しを行います。

併せて、進捗状況を広く県民に周知し、県民のヤングケアラーへの理解と支援の意識の醸成を図ります。

### (2) 計画の推進体制

#### ① 県民一体となって推進

ヤングケアラーへの支援は子ども・若者本人だけでなく、ケアを必要とする家族全体の支援が重要であり、重層的・継続的な支援が求められていることから、県全体でそれぞれが無理なくできる範囲の中で適切に支援し、つなげていくことが重要となります。

県、市町村、県民、教育・福祉関係者等と相互に連携し、一体となった取り組みを推進します。

#### ② 国、市町村との連携

国、県、市町村間で適切に役割分担を行いながら、一体となった取り組みを推進します。

#### ③ 全庁的な推進

ヤングケアラーへの支援は子ども・若者本人だけでなく、ケアを必要とする家族全体の支援が必要であり、その支援は多岐にわたることから、各部局が連携し全庁を挙げて総合的な取り組みを推進します。

## 資料等

### ・ヤングケアラー支援ネットワーク会議における支援計画改定の検討状況

令和6年度ヤングケアラー支援ネットワーク会議において、構成員の意見等を踏まえ、支援計画の改定を行いました。

第1回会議（令和6年8月28日開催）

ヤングケアラー支援計画の改定（骨子）について

第2回会議（令和7年1月31日開催）

ヤングケアラー支援計画の改定（素案）について

第3回会議（令和7年3月開催予定）

ヤングケアラー支援計画の改定（案）について

#### ヤングケアラー支援ネットワーク会議 構成員名簿

（敬称略）

No	構成員氏名	所属	役職	肩書
1	樋川 隆	一般社団法人 山梨子どもものあした	代表理事	学識者・座長
2	森田 久美子	立正大学 社会福祉学部社会福祉学科	教授	学識者（ヤングケアラー有識者）
3	持田 恭子	一般社団法人ケアラーアクション ネットワーク協会	代表理事	ヤングケアラー支援
4	渡辺 尚志	甲府市子ども未来部 子ども未来総室子育て支援課	課長補佐	市ヤングケアラー担当窓口
5	三村 美佳	甲斐市子育て健康部 子育て支援課	副保健師長	市ヤングケアラー担当窓口
6	雨宮 基博	山梨県公立小中学校長会 （上野原市立上野原小学校）	代表（校長）	公立小中学校
7	橋田 浩	山梨県高等学校長会 （県立日川高等学校）	会長・代表（校長）	公立高校
8	川手 佳彦	公益社団法人 山梨県私学教育振興会	理事長	私立学校
9	田中 一弘	相談支援センター	センター長	スクールソーシャルワーカー
10	松本 恵子	NPO法人 子育て支援センターちびっこはうす	理事	子育て支援
11	内藤 陽一	やまなし地域こども食堂グループ にじいろのわ	代表	子どもの居場所
12	鷲見 よしみ	山梨県介護支援専門員協会	会長	高齢者介護
13	服部 敏寛	相談支援ネットワークやまなし	会長	障害者相談支援専門員
14	鈴木 実希	社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会	主任相談支援員	生活困窮者支援
15	千野 由貴子	山梨県精神保健福祉士協会	副会長	精神保健福祉士
16	竹内 稔	山梨県民生委員・児童委員協議会	会長	民生委員・児童委員

## 関連資料

### ■子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）

[こども家庭庁 | こども・若者育成支援 \(cfa.go.jp\)](#)

子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進することを目的としています。

### ■やまなし子どもを守る条例（令和4年3月29日施行）

[山梨県/やまなし子どもを守る条例 \(pref.yamanashi.jp\)](#)

子どもの健やかな成長を支援し、及び子どもの権利を実現するための基本理念を定め、並びに県、保護者、学校関係者等、事業者及び県民の責務等を明らかにするとともに、子ども支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、子ども支援のための施策を総合的に推進し、もって子どもの最善の利益を実現することを目的としています。

### ■山梨県ヤングケアラー支援ガイドライン（令和6年3月28日改定）

[山梨県/ヤングケアラー支援ガイドラインの改定について \(pref.yamanashi.jp\)](#)

本ガイドラインはヤングケアラー及びその家族への支援を推進するため、支援する関係者の共通認識や運用支援を図ることを目的としています。

### ■子どもの権利条約

[子どもの権利条約 | ユニセフについて | 日本ユニセフ協会 \(unicef.or.jp\)](#)

子どもの権利条約や子どもの権利について詳しく紹介されています。

### ■山梨県ヤングケアラーの実態調査

[山梨県/ヤングケアラーの実態に関する調査について \(pref.yamanashi.jp\)](#)

県内のヤングケアラーの実態や、子ども、保護者、一般県民の意識等の把握、支援者のヤングケアラーの支援状況等を把握することを目的としています。

### ■山梨県内のヤングケアラー相談窓口

[山梨県/ヤングケアラーの相談窓口について \(pref.yamanashi.jp\)](#)

山梨県や県内の各市町村のヤングケアラーの相談窓口をまとめています。

## ヤングケアラー啓発活動について

[山梨県/ヤングケアラーへの正しい理解のための取り組みについて \(pref.yamanashi.jp\)](http://pref.yamanashi.jp)

令和4年1月に、ヤングケアラーを理解し、相談を促進するための動画「山梨コネクトヤングケアラー」を制作し、公開しています。

この動画は、ヤングケアラーについての理解を深めやすいよう3本のストーリー構成となっています。その他、山梨県公式YouTubeチャンネル「山梨チャンネル」において、随時、動画の公開を行います。



動画制作と併せ、「山梨コネクトヤングケアラー」相談促進啓発カードを作成し、県内の小中高生への配布を行いました。

**話してみよう  
自分のこと**

周りに理解されるわけがないし、自分がヤングケアラーだって友だちに話せない。  
「大丈夫?」って聞かれたら「大丈夫」って答えるけど、本当はつらい。  
でも、かわいそうって思われたくない。  
友達に遊びに誘われると適当な理由で断るけど、本当は誘われるのは嬉しい。

【ヤングケアラーに関する相談先はこちら】

**0120-189-783**  
**0120-0-78310**

**ヤングケアラー**  
をもっと知るには?

山梨県公式YouTube「山梨チャンネル」で、ヤングケアラーについて知ることができます!

発行元: 山梨県子育て支援局子ども福祉課

山梨県 × 吉本興業 × ヤングケアラー協会  
**山梨コネクトヤングケアラー**

山梨よしも高校1年A組

「ヤングケアラー」って知ってる?

聞いたことはあるけど…

「家族の介護やお世話を担う子ども」のことだよな!

24時間電話で相談できる窓口があるんだって!

ひとりで抱え込まないで、SOSを発信していいんだね!

安心して話せる場所があるのはいいね!

どこに電話すればいいの?

**0120-189-783**  
**0120-0-78310**

友達にも知らせてみるね!

YouTubeで詳しい動画も見られるよ!

TikTok にアカウントを開設し、随時情報発信を行っています。

アカウント名: [@yc\\_yamanashi](https://www.tiktok.com/@yc_yamanashi)

TikTok: [https://www.tiktok.com/@yc\\_yamanashi](https://www.tiktok.com/@yc_yamanashi)

この他、山梨県のヤングケアラー支援の取組については、下記のページよりご覧いただけます。

<https://www.pref.yamanashi.jp/kodomo-fukushi/young-carer.html>

山梨県子育て支援局子ども福祉課  
電話:055-223-1459  
E-mail:kodomo-fukushi@pref.yamanashi.lg.jp